



10街区

11街区

(凡例)

	大島納骨堂
	自転車及び歩行者専用

※この図面は計画図であるため、境界を示すものではありません。
※土地利用計画に基づく車両出入口を設置する際は、既存の出入口を含め、道路管理者（荒尾市または熊本県）及び交通管理者（警察）と協議の上、買主の負担において出入口設置工事を行ってください。